

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

平成25年11月27日

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吉野川市内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、吉野川市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資)

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

(要請手続及び連絡責任者)

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策担当課長、乙においては地区長とする。

(費用等の負担)

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、
その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方か
らの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた
同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自そ
の1通を保有するものとする。

平成25年11月27日

甲　　吉野川市
　　　吉野川市長

川 真 田 哲哉



乙　　一般社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川地区会
　　　地区長　　岸 田 益 雄



別記 1

応急生活物資

- 1 LPガス及び容器
- 2 燃焼器具（3重巻錫物コンロ）
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記 2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
 - (1) LPガスの費用
 - (2) 燃焼器具（3重巻錫物コンロ）
 - (3) 単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
 - (1) 配送費用
 - (2) 取付け費用
 - (3) その他甲が負担する費用以外の費用

